

個人情報取扱主任者認定試験等に関する内規

(令和3年4月1日改正施行)

(目的)

第1条 本内規は、個人情報取扱主任者認定制度に関する細則第5条の規定に基づき、個人情報取扱主任者認定講座（以下「認定講座」という。）及び認定試験（以下「認定試験」という。）を実施するために定める。

(認定講座の受講資格)

第2条 認定講座の受講資格は、個人情報取扱主任者認定制度に関する細則（以下「細則」という。）第3条に規定する者とする。

(受験資格者)

第3条 認定試験の受験資格者は、細則第3条の規定を充たし、かつ、第5条に規定する認定講座の修了者とする。ただし、修了年度を含み3年以内の者に限る。

(受講、受験手続等)

第4条 認定講座の受講手続きは、本会の会員がこれに関連のある企業等又は業務を委託している企業等を含めて、第2条の受講資格を確認の上、一括して本会に対し受講の申込みを行うものとする。

2 受験手続きについては、原則として、前項の受講手続きと合わせて申込みをするものとする。

なお、第3条の受験資格者で、再度受験をする者については、別途所属する企業等を通じて申し込みをするものとする

3 前2項にかかわらず、本会が認めたときは、受講者又は受験者が直接申込みすることができるものとする。

(認定講座)

第5条 認定講座は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 認定講座は、通信の方法により実施する。
- ② 認定講座の期間は、人材育成部会個人情報取扱主任者資格審査分科会（以下「分科会」という。）が定める期間（提出課題2回以内）を設ける。
- ③ 認定講座の内容は、次の通りとする。

法 規	個人情報保護法及び基本方針、個人情報保護法関連ガイドライン、個人情報保護指針、割賦販売法、貸金業法、OECD理事会勧告、判例、その他関連法規
技 能	個人情報の取得・利用・提供・管理・廃棄等、開示等消費者への対応等

- ④ 分科会は、期限内に課題を提出し、70点以上の成績を得た者を修了者と認定する。
 なお、本会は、修了者に対し受験資格を付与するものとする。
- ⑤ 認定講座の受講料については、別に定めるものとする。

(認定試験)

第6条 認定試験は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 認定試験は、C B T (Computer Based Tasting) 又は P B T (Paper Based Tasting) により、分科会が定める試験期間及び試験回数を設ける。
- ③ 認定試験の時間は、60分以内とする。
- ④ 認定試験の内容は、分科会において決定する。
- ⑤ 分科会は、認定試験で70点以上の成績を得た者を合格者と認定する。
- ⑥ 認定試験で70点未満の成績であった場合は、当該試験期間において、分科会が定める回数(3回以内)の受験ができるものとする。
- ⑦ 認定試験の受験料については、別に定めるものとする。

(定期研修)

第7条 分科会は、次項に定める受講対象者に対し、集合又は通信の方法によって定期的に研修を実施する。なお、研修の内容については分科会において定める。

2. 研修の受講対象者は、下記のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱主任者
 (2) 本会が定める個人情報保護指針の対象事業者の役員又は職員
 (3) その他本会が認めた者

3. 定期研修の受講料については、別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 本内規の改廃は、分科会において審議を行い、人材育成部会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本内規は、平成21年4月1日に遡って施行する。
2. 本内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。
3. 本内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
4. 本内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。
5. 本内規の改正は、令和3年4月1日から施行する。